

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA会社Y支店に採用され、同日から同年〇月〇日までの間、Eにおいて勤務した。

請求人は、Eに採用された平成〇年〇月〇日からの3日間、貨物自動車を使用して荷物の積み降ろしの作業をしたことにより、両肘に痛みを感じたことから、同年〇月〇日にB病院に受診し「両上腕骨内側上顆炎」（以下「本件疾病」という。）と診断され加療した。

請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) C医師は、本件疾病について、請求人が作業に従事してから3日後の平成〇年〇月〇日を発病日としており、原則6か月程度以上とされる「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」(平成9年2月3日付け基発第65号)の運用基準を満たしているとは認められない。
 - (2) 請求人と同種の業務を行う同僚労働者の業務量との比較、作業環境実地検証及び請求人の聴取からは、長時間連続作業、過度の緊張を伴う労働環境であるとは認められない。
 - (3) C医師の意見書によると、請求人の自訴に対する処置が行われているのみであり、本件疾病が、作業環境によって発症したものとは判断できない。
 - (4) ところで、D医師は意見書において、要旨、本件疾病の多くは、ゴルフ肘とも呼ばれるようにスポーツなどによる慢性的な負荷、あるいは日常的な負荷が原因で発症するものである。業務のみに発症原因を特定することは困難であり、日常生活活動により発症した可能性を否定することはできない。通常、スポーツ活動等により発症したものであれば、数週～数か月の局所安静で症状は軽減するが、請求人は発症後1年間治療を継続しており、このような病態は、退職後も慢性的なストレスに曝されているとしか説明できず、業務と発症との経過に医学上妥当性はないものと判断するとして、業務以外の要因により本件疾病を発症したことを示唆する意見を述べている。
- ### 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。